

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市西別院町袖原小原ヶ谷11-1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 一志株式会社 代表取締役社長 清水 大 電話 0771-27
---	--

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者 主たる業種	輸送用機械器具製造業						
該当する事業 者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））						
計画期間	平成18年4月～平成20年3月						
基本方針	私たち、企業市民として、地域や地域を取り巻く自然との共生を絶えず心がけ、より豊かな環境型社会の実現の為に、地球環境の保全と向上に貢献します。その為の具体的な活動として、地球環境に配慮した製品と技術の開発に努め、省エネルギー化の推進、リサイクルの促進、廃棄物の低減を図ります。						
推進体制	ISO14001の環境委員会にて削減計画の実行管理を行う。						
年度ごとの具 体的な取組 及 び措 置	年度	設備、対象、工程等	措置内容				
温室効果ガス の排出量等	19～20	製造部門	毎月1回、部門ごとにエア漏れ、エアーブローの改善を行い、コンプレッサーの使用電力の低減を図る。コンプレッサーの消費電力1%を低減する				
	19～20	製造部門	不良率の低減により、再生産を抑制し電気使用量を1%低減する。				
	19～20	製造部門（調質）	水銀灯からメタルハライド灯に取替え、照明増設の抑制及び照度アップ15%				
	19～20	全部門	手元照明に使用している電球を、電球型蛍光灯に更新し電球の消費電力を70%低減。				
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量 等	排出区分	基準年度（実績） (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度（計画） (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度（実績） (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)	
		A 事業所等排出区分	3,077 t	3,061 t	-0.5 %	3,419 t	11.1 %
		B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
		C その他排出区分	t	t	%	t	%
		排出合計	*1 3,077 t	*2 3,061 t	-0.5 %	*4 3,419 t	11.1 %
	対策等の区分	目標年度（計画）				報告年度（実績）	
		取組量等 (二酸化炭素換算(t))				取組量等 (二酸化炭素換算(t))	取組量等 (二酸化炭素換算(t))
		森林の保全及び整備 (整備面積) ha				(吸収量) t	(整備面積) ha
		府内産の木材の利用 (利用量) m ³				(削減量) t	(利用量) m ³
		自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給 (充電量) kwh				(削減量) t	(充電量) kwh
グリーン電力の購入 (購入量) GJ	(削減量) t	(熱供給量) GJ					
削減量等合計	*3 t	*5 t					
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）		
	*1 3,077 t	(*2)-(*3) 3,061 t	-0.5%	(*4)-(*5) 3,419 t	11.1%		
特記事項	1. 19年度は、生産数量が前年比8.8%増産となり、時間外・休日出勤等で納期対応をしていた為、電気の使用量が7.5%が増えました。 2. コンプレッサーの消費電力は、生産増に伴いエア消費量が増え、コンプレッサー1台55kW増で稼動しました。 3. 調質の水銀灯12灯メタルハライドに交換						
連絡先	担当部署						
	担当者氏名						
	住所						
	電話番号						
	ファクシミリ番号						

注 1 该当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。

(例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入

5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。